

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 17

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.17

全北海道教職員組合

2019. 11. 14

道教組顧問弁護士の佐藤哲之さんに聞きました 教員に一年単位の変形労働時間制を 導入させてはいけません!



●法案の矛盾やごまかしが審議の場で次々と明らかに

昨日(13日)、衆議院文部科学委員会が開かれ、野党による法案の質疑が始まりました。一昨日(12日)の参考人質疑とその後の質疑からも、法案の矛盾やごまかしが審議の場で次々と明らかになっています。

国会で審議されているこの法案について、道教組顧問弁護士である佐藤哲之さんに、弁護士の視点から問題点を指摘していただきました。

●道教組顧問弁護士の佐藤哲之さんに、法案の問題点を聞きました

「教員に一年単位の変形労働時間制を導入させてはいけません!」

弁護士 佐藤 哲之

わが国の教員の長時間労働は国際的にも群を抜いており(2019年発表のOECD調査でも調査国中最長)、持ち帰り残業を除いても小学校教員の約3割、中学校教員の約6割が「過労死ライン」(月80時間以上の時間外勤務)を超えて勤務しています(文科省の2016年度の勤務実態調査)。

このような長時間労働は、教員の心と身体の健康を蝕むばかりでなく、教員に児童・生徒と向き合う時間を確保することを許さず、児童・生徒の学習権や成長・発達権の保障に重大な影響を及ぼしています。

教員の長時間労働を解消するにはまずもって正規教員を抜本的に増員する必要があります。加えて、安倍政権の「教育再生」政策を見直させることも重要です。政権が「教育再生」名下に押し進めてきた公教育への競争原理の導入と児童・生徒および教員への管理強化が長時間労働を悪化させてきたからです。

ところが、安倍政権は、中教審「学校における働き方改革特別部会」の答申に基づいて、これとは真逆の、一年単位の変形労働時間制の導入を図ろうとしています。

変形労働時間制(労基法32条の4)は、「労使が労働時間短縮を自ら工夫しすすめていくことが容易になるような柔軟な枠組みを設けることにより、・・・労働時間の短縮を目的とする」(1

988年1月1日基発第1号)ものとして導入されたものですが、これは、そもそも人間の生活サイクルを破壊する問題のある働かせ方である上、変形労働時間制の方が通常の勤務時間制度よりも平均して月間15時間も労働時間が長くなるという調査結果(「仕事特性・個人特性と労働時間」(労働政策研究報告書No.128、2011年)も出ているように、お題目とは裏腹に、長時間労働、過密労働、そして、不払い時間外労働を生み出すものとなっているのです。

教員の業務は、夏季休業期間などでも業務量全体が減少するわけではなく、あらかじめ業務の繁閑を見込めるものではありませんし、また、トラブル対応など予測できない業務が生じることが多く、時間外労働が恒常化しているのですから、立法趣旨に照らしても、前提を欠き、一年単位の変形労働時間制は教員の業務にはなじまないのです。「超勤4項目」に該当する場合を除く超過勤務の禁止と時間外割増手当の不支給が一体のものとして規定されている現行給特法の運用実態をみれば、変形労働時間制の導入は今以上の長時間過密労働、そして、今以上の不払い時間外労働をもたらすことは火を見るよりも明らかだといわなければなりません。

なお、教員の場合、変形労働時間制が条例等で導入できるとすれば、労働基準法よりも手続参加が軽視されることになるという問題もあります。

繰り返しになりますが、労働時間をめぐる基準は労働者の心と身体の健康、いのちの問題です。そして、教員の労働条件は同時に重要な教育条件でもあります。自分のため、子どもたちのため、心して一年単位の変形労働時間制の導入を許さないたたかいを進めましょう。

(2019.11.5)

●拙速な採決は許されない! 徹底審議の上廃案を!

衆議院文部科学委員会での野党の質疑は、明日(15日)にも行われます。野党は徹底審議を求める姿勢を崩していませんが、与党は、明日の質疑が終わったところで、委員会採決を行うことをもくろんでいます。

この、教職員のいのちと健康に関わる重大な法案を、わずかな審議時間で、その不当性、問題点を置き去りにしたまま採決を強行することは許されません。徹底審議の上、廃案を求めます。

全教がとりくんでいる「公立学校に『1年単位の変形労働時間制』を導入しないよう求める請願」署名は、5万9844筆(11月13日現在)に到達しています。道教組がとりくむ「1年単位の変形労働時間制」導入についての緊急アンケートでは、制度導入に反対する意見が94.2%(11月13日現在)と、圧倒的な多数になっています。

11月1日、大学入試への英語民間試験の活用について延期することを文科大臣が表明しました。これは、入試の公平さを損なうと多くの高校生、受験生や市民が各地で粘り強く声を上げ続けた結果であり、当事者が声を上げることで、状況は変えられるのです。

「1年単位の変形労働時間制」導入についての緊急アンケートには、保護者からの回答も寄せられています。市区町村教育長も多くが制度導入に反対しているとの報道もあります。教職員の勤務の問題のみならず、子どもたちの教育条件の問題として、保護者や市民、そして教育委員会や校長会など広範な共同を作り出す状況が生まれています。

長時間労働を固定化し助長させる「1年単位の変形労働時間制」の導入を許さず、定数増などの抜本的な解消策を求める声を、当事者である教職員が中心となって、各地で広げていきましょう。



右のQRコードから、あなたの声をお寄せください。

